

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和8年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 小型機船底びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
手繰第2種漁業 (カコ志)	宮崎県と鹿児島県の境界線と、肝属郡肝付町と同郡南大隅町の境界点から真方位150度の沖合線とによって囲まれた鹿児島県海域	1月1日から12月31日まで	5トン未満	127kw（35馬力）以下	1隻	定めなし

申請すべき期間 令和8年9月15日（火）から同年10月15日（木）まで

許可の有効期間 令和8年11月1日～令和11年10月31日まで

2 さんご漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可 をすべき漁業 者の数	漁業を営む者の資格
さんご漁業	別表の操 業区域	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1 者	次の各号全てに該当する者 ア. 深海さんごを選択的に採取することが可能と認められるもの（無人潜水艇（ROV）等）を使用船舶に搭載して操業できる者。 イ. 実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、別に定める資源管理への取組が行える者。 ウ. 操業しようとする区域に係る地区漁業協同組合連合会又は関係漁業協同組合及び市町村で構成する協議会の同意がある者。

申請すべき期間 令和8年9月25日（金）から同月30日（水）まで

許可の有効期間 許可日から令和9年3月31日まで

(別表)さんご漁業

操業区域
次に示される海域
(1) 宇治海域 次に掲げる1から6及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれる海域。 ただし、共同漁業権区域を除く。
1 北緯32度00分12秒，東経128度59分52秒 （北緯32度00分，東経129度00分）の点
2 北緯30度40分13秒，東経128度59分52秒 （北緯30度40分，東経129度00分）の点
3 北緯30度40分13秒，東経129度49分52秒 （北緯30度40分，東経129度50分）の点
4 北緯31度00分13秒，東経129度49分52秒 （北緯31度00分，東経129度50分）の点
5 北緯31度00分13秒，東経129度59分52秒 （北緯31度00分，東経130度00分）の点
6 北緯32度00分12秒，東経129度59分52秒 （北緯32度00分，東経130度00分）の点

世界測地系よる位置。表右側（ ）内は日本測地系による位置。

3 刺し網（きすまわしさし網漁業）漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
きすまわしさし網漁業	鹿共第19号（鹿児島県漁業協同組合江口支所）共同漁業権区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1 隻	日置市（吹上町を除く）の区域に住所又は事業場を有する者

申請すべき期間 令和8年8月10日（月）から同年9月10日（木）まで

許可の有効期間 許可日～令和10年1月31日まで

4 あさひがにかかり網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関の 馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あさひがにかかり網漁業	鹿共第23号（鹿児島県漁業協同組合野間池支所）共同漁業権区域	9月1日から4月30日まで	10トン以下	定めなし	1隻	鹿児島県内に住所を有する者

申請すべき期間 令和8年8月10日（月）から同年9月10日（木）まで
許可の有効期間 許可日～令和11年8月31日まで